様式第７号の２（第97条の２関係）

北太平洋条約海域における遠洋底びき網漁業等の運搬船届出書

年　月　日

農林水産大臣殿

住　所

氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記により、北太平洋条約海域において、遠洋底びき網漁業、太平洋底刺し網等漁業、大中型まき網漁業（中西部太平洋条約第３条３の規定により同条約を適用することとされている魚種であって漁業の許可及び取締り等に関する省令第95条第１項の規定に基づき、農林水産大臣が別に定めて告示するもののみ転載を受ける場合を除く。）、北太平洋さんま漁業又はいか釣り漁業の漁獲物又はその製品の転載を、当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から受けたいので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1　運搬船名（Carrier Vessel Name）
2　漁船登録番号（National Registry Number）
3　信号符字（International Radio Call Sign）
4　ＩＭＯ番号（IMO Number）
5　海上移動業務識別コード（Maritime Mobile Service Identity（MMSI））
6　建造年（Year Built）
7　建造所（Name of Builder）
8　船籍港（Home Port）
9　船体材質（Material）
10　前運搬船名（Vessel Name Previous）
11　前船籍（Flag Previous）
12　船の長さ（Length Overall）（m）
13　船舶の幅（Moulded Breadth）（m）
14　船舶の深さ（Moulded Depth）（m）
15　船舶総トン数（Gross Registered Tonnage）（T）
16　機関の種類及び馬力数（Type of Engines and Propeller Power）（KW）
17　魚そう容積（Fish Hold Capacity）（㎥）
18　使用者名（Operator Name）
19　使用者住所（Operator Address）
20　所有者名（Owner Name）
21　所有者住所（Owner Address）
22　運航期間（Operation Period）
23　衛星船位測定送信機の情報（VMS Information）

備考

運航期間は、１年以内とすること。

（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。